

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現状

職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータ (千円)

区 分	公 務 員				民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
南島原市	55.1 歳	16 人	333.7	369.1	-	-	-	-
うち清掃職員	55.1 歳	16 人	333.7	369.1	廃棄物 処理業	48.0	320.6	1.15
長崎県	58.4 歳	108 人	329.5	366.6	-	-	-	-

※「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4～令和6年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間データには日雇い労働者等のデータを含むなど、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(\*)」としています。

## 2 基本的な考え方

平成23年度からの第二次集中改革プランに基づき、平成28年度から一般廃棄物収集業務については民間委託しています。

平成30年度から火葬業務及び資源ごみ収集業務については民間委託しています。

令和元年度から一般廃棄物焼却灰の熔融業務を廃止し、焼却灰の処理を民間委託しています。

## 3 具体的な取組内容

給料表については、国の行政職俸給表(二)に準じた給料表を適用しています。なお、平成27年4月に国の給与制度の総合的見直し内容を踏まえ、給料表を平均2.0%の引下げを実施しました。特殊勤務手当についても合併と同時に見直し、技能労務職員に対する特殊勤務手当の支給実績はありません。今後も人事院及び県人事委員会の勧告等を踏まえ、適正な給与水準を実施していきます。

## 4 その他

特になし